２．ピックアップニュース

■　下請課，消費税転嫁対策調査室

(1)　名古屋税理士会への講師派遣

６月３日，名古屋税理士会主催の中小企業支援に関する研修会に講師を派遣し，オンライン方式により，２時間にわたり約５９０名の税理士に対して下請法の説明を行いました。

下請法の違反事件は年々増加傾向にあります。一方，税理士は中小・下請事業者が抱える悩み・課題に触れる機会が多いと思われます。そこで，税理士から，親事業者の下請法違反（またはその疑い）により苦境にある中小・下請事業者に対し，公正取引委員会に相談するよう後押しをしていただくことはできないだろうかと考えました。この旨を名古屋税理士会にお伝えしたところ，御理解をいただき今回の研修会の開催に至ったものです。

当日は，下請法が適用される取引の範囲，親事業者の義務・禁止事項についての説明に加え，実際に多く見られる違反事例や勧告事例を個別に紹介し，これらの行為がなぜ違反になるのか，商慣行的に行っている行為であっても下請法の規制を受けるものであれば禁止されていること（例：下請代金を下請事業者に支払う際の振込手数料を，事前の書面による合意のないままに親事業者が差し引くと減額の違反となること）等を重点的に説明しました。

また，最後に，税理士の皆様方に対して，中小・下請事業者が下請法違反の被害（またはその可能性）に気付き，公正取引委員会に相談することにつながるよう，中小・下請事業者に「下請法違反発見チェックシート」を配布し，その利用を促していただくことをお願いしました。

(2)　下請法，消費税転嫁対策特措法の主な指導事例

中部事務所では，下請法，消費税転嫁対策特措法の運用の透明性を確保し，事業者の予見可能性の向上を図る観点から，毎年６月頃，前年度の事件処理の状況等を公表しています。令和３年は，６月２５日にこれらについて公表しています。

「令和 2 年度における中部地区の下請法の運用状況等について」へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubushitauke.html

「令和 2 年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について」へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutenka.html

上記公表資料の中から，中部事務所が行った主な指導事例について紹介します。

【下請法】

ア　下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）

食品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は，下請代金の支払期日として，受領日から起算して６０日を超える日を定めていた。この場合，下請法の規定（第２条の２　第２項）により，支払期日については，６０日を経過した日の前日と定められたものとみなされるにもかかわらず，Ａ社はこの期日後に下請代金を支払っていた。

イ　下請代金の減額（第４条第１項第３号）

洗浄機の製造を下請事業者に委託しているＢ社は，「手数料」と称して，

下請代金の○○%を代金から差し引いていた。

ウ　買いたたき（第４条第１項第５号）

電線の加工を下請事業者に委託しているＣ社は，通常よりも納期を短縮して下請事業者に発注することがあった。この発注に際し，下請事業者側に発生する費用増について十分に確認することなく下請代金の額を定めていた。

エ　割引困難な手形の交付（第４条第２項第２号）

自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているＤ社は，下請事業者に対し，手形期間が１２０日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

オ　不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）

金属部品の加工を下請事業者に委託しているＥ社は，下請事業者に対し，長期間，製造委託していない部品の金型を無償で保管させていた。

【消費税転嫁対策特措法】

買いたたき（第３条第１号後段）

(ｱ)　自動車部品等の製造業を営むＦ社は，加工業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成２６年４月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，据え置いていた。

(ｲ)　旅客自動車運送業を営むＧ社は，駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し，令和元年１０月分以後の消費税込みの賃料について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく支払っていた。

(ｳ)　不動産賃貸業を営むＨ社は，マンションの管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，入居者から受け取る家賃（非課税）に一定率を乗じた額を消費税込みの委託代金として支払っているところ，令和元年１０月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，据え置いていた。

■　取引課

(1)　消費生活講座：受講者（大学生）の進路を考慮した実践的な授業

消費生活講座は，大学に職員を講師として派遣し，公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は様々な学部で実施しています。そして，学部に応じ，学生の主要就職先（業界）を考慮して，関係する規制や違反事例を紹介しています。例えば，服飾・食品関係を主な就職先とする学部では原産国に関する不当な表示について，福祉・介護関係を主な就職先とする学部では有料老人ホームに関する不当な表示について紹介しました。

(2)　国民生活センター「ウェブ版『国民生活』」での「消費生活講座」の紹介

消費者問題の専門機関である「独立行政法人国民生活センター」からの依頼を受け，消費生活講座について，同センターの「ウェブ版『国民生活』」（2021 年４月号）に寄稿しました。この「ウェブ版『国民生活』」には，消費者問題に関する最新情報等が掲載されており，同講座は消費者教育実践事例として取り上げられました。寄稿に当たっては，タイトルを「よりよい消費生活を支える未来の担い手のために－表示と競争から学ぶ－」とし，消費生活講座のねらいや具体的な内容，今後の課題等を紹介しています。

「ウェブ版『国民生活』」（2021 年４月号）へのアクセスはこちら

http://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202104.html

(3)　景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は，消費者庁長官からの委任を受け，景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして，消費者庁長官は，これら調査等を踏まえ，措置命令を行う（第７条第１項）ほか，違反のお

それのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。中部事務所が調査を行い，令和３年４月～６月の期間中に指導が行われた案件は以下の２件です。

（有利誤認〔景品表示法第５条第２号〕）

A 社は，雑貨（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり，自社ウェブサイトにおいて，●●の代金を全額負担，期間限定△月△日まで等と表示することにより，あたかも，表示された期間内に本件商品を注文した場合に限り，本件商品の一部料金が無料となるかのように表示していた。しかし，実際には，記載された期間後においても，本件商品の一部料金が無料となることとしていた。

（原産国告示〔景品表示法第５条第３号〕）

B 社は，食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり，自社ウェブサイト等において，国内製造等と表示することにより，あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため，この表示は，本件商品の原産国が○○国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

■　経済取引指導官

(1)　中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では，企業結合審査の透明性を確保し，予見可能性の向上を図る観点から，一定の情報を公表しています。具体的には，審査の結果，「独占禁止法上問題がないと判断して，届出会社に対して通知（以下「９条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では，令和３年１月～３月の期間中に９条通知を行った案件について同年４月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の３件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	９条通知日
R3.2.24	㈱トーカン及び三給㈱	食品卸売業	株式取得	50%超	R3.3.18
R3.2.24	㈱トヨタエンタプライズ及び豊田共栄サービス㈱	警備，労働者派遣，食品，雑貨等の卸売および小売／建設工事（主に内装工事）	合併	－	R3.3.19
R3.3.3	㈱ AVANTIA　及 び ㈱ DreamTown	不動産（土地・戸建住宅）の販売、施工	株式取得	50%超	R3.3.19

●企業結合の届出一覧へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html

(2)　官製談合防止法研修会：各自のパソコンから参加できるようになりました

新型コロナウイルス感染症の発生以降，当事務所では，基本的にオンラインで官製談合防止法研修会を実施しています。このオンライン研修会は，当事務所会議室で行われる職員の説明を，Web 会議システムを用いて，地方公共団体等にリアルタイムで配信（ライブ配信）するというものです。

令和２年度の Web 会議システムでは，最大同時接続回線数が約 30 回線で

した。このため，受講者数が 30 名以上になる場合には，受講者に会議室等に集まっていただく必要がありました（研修会場に設置されたパソコンに配信）。

令和３年度は，約 1,000 回線の Web 会議システムが導入されています。受講者が会議室等に集まることなく，各自のパソコンで研修を受講していただけるようになりました。より一層，オンライン官製談合防止法研修会を受講していただきやすくなっています。

■　総務課

(1)　意見聴取会の開催

6月10日，公正取引委員会の菅久事務総長の主宰により意見聴取会を開催しました。この意見聴取会は，独占禁止政策協力委員から競争政策に関する御意見や御要望をお伺いするために，毎年一回，全国９つの各ブロックで実施するものです。今回は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，オンラインにより開催しました。

意見聴取会では，独占禁止政策協力委員から，公正取引委員会の今後の活動に対する御提言，独占禁止法や下請法に関して，各委員の専門分野での御経験を踏まえた御意見をいただきました。

(2)　中部事務所ウェブページの点検と再改装

中部事務所のWebサイトについては，令和２年６月に改装作業を行っています。その後，１年が経過するのを機に，改めて点検し，以下のように再改装しました。

ア　出前授業のウェブページを充実させました

（大学生向け独占禁止法教室）

授業のネタとした10の資料（実態調査報告書等）をリスト化して掲載しました。受講後，詳しく調べてみたいと思った項目をクリックしてください。「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査」の詳細も御覧いただけます。是非御覧ください。

独占禁止法教室の関係ページへのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/daigaku_siryou.html

（消費生活講座）

消費者セミナーのページに，出前授業「消費生活講座」の紹介を加えました。消費生活講座の概要のほか，説明資料の例を掲載しています。是非御覧ください。

消費生活講座へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html

（入札談合等関与行為防止法）

新たにページをつくりました。入札談合等関与行為防止法の基礎的な内容をまとめた動画や過去の違反事例を掲載しました。また，研修等で利用している「官製談合防止法理解度チェックテスト」を使って御自身の理解度を確認していただくこともできます。是非御覧ください。

入札談合等関与行為防止法へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/kandanpou.html

イ　新しい情報コーナーをつくりました

（連載シリーズ「下請法　知っておきたい豆情報」）

下請法の発注者に課せられている義務と禁止行為について，Ｑ＆Ａ形式で，毎月連載形式でお知らせしていくものです。第１回は「書面の交付義務」，第２回は「支払期日を定める義務」についてまとめています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/index.html

（ホットニュース）

公正取引委員会の報道発表に関連して，もう少し知りたいと思っていただける人に役立つ情報を，中部事務所から不定期にお送りするものです。今回は，下請代金の支払手段に関連した報道発表を取り上げました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_hotnews/index.html

中部事務所の Web サイトは，皆様からの御意見，御要望をいただきながら，改善を続けています。是非一度，アクセスし，御活用ください。そして，御感想や御要望をお聞かせいただければ幸いです。

(3) 「情報を届ける」ための新しい試み

中部事務所では，事務所の事業について知っていただくため，上述のように，中部事務所独自の Web サイトの充実を図っています。しかし，より広く，タイムリーに情報をお届けするためにはそれだけでは十分ではありません。そのため，中部事務所 Web サイトに新たに掲載・更新した内容を各団体にメールでお知らせし，各団体の Web サイトやメールマガジン等でその会員等にお知らせしてもらうようお願いするという取り組みを始めました。

具体的には，石川県，富山県で実施している「公正取引委員会よろず相談室」についての周知です。この相談室は，平成 31 年から実施しており，利用された方には評価をいただいている一方で，十分に活動が知られていないという状況にありました。こうした中で，両県の自治体，中小企業団体中央会，中小企業家同友会，商工会議所，商工会議所連合会，商工会連合会，独占禁止政策協力委員や下請取引等改善協力委員が所属している団体など 27

団体において，Web サイトやメールマガジンに掲載いただく等，周知に御協力いただくことができました。

また，上述の「下請法　知っておきたい豆情報」についても普及していきたいと考えています。第１回「書面の交付義務」の「発注書面の記載事項」には，長く事業活動をしている方でも見落としがちな点があります。そのため，発注書面のサンプルの参考例を掲載するなど，実務にお役立ていただける内容としています。現在，多数の団体に周知をお願いしています。

今後とも，事業者の方々と普段から直接接している団体の御協力を得て，情報をより広く，タイムリーにお届けできればと考えています。

(4)　独占禁止法教室

令和３年度の独占禁止法教室については，第一四半期（6 月 25 日現在）において，11 の大学で実施しました。これら大学の所在地は，愛知県，岐阜県，静岡県，石川県，富山県にわたり，中部事務所の担当地域のほぼ全てをカバーするものです。

実施方法については，当初からオンデマンド方式を予定していたものがありました。その一方で，緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により，対面方式からオンデマンド方式あるいはライブ方式に切り替えたものもあります。

(5)　相談件数の動向　（４月～６月）

令和３年度第１四半期の相談件数についてみると，独占禁止法関連は 116 件（前年同期 127 件），下請法関連は 222 件（同 221 件）となっており，令和２年度同期に比べて概ね横ばいとなっています。

引き続き，事業活動の中で，取引先から求められた事項や，契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば，中部事務所に御相談ください。

なお，現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて，以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
⑵ 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ ⑵独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
⑴持株会社，会社の株式所有，合併・事業譲受け等の届出等 ⑵事業者団体の事業活動，流通・取引慣行，特許・ノウハウライセンス，共同研究開発についての相談 ⑶ 中小企業等協同組合の届出	経済取引指導官	052-961-9422
⑵ 下請法についての相談 ⑵下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	下請課	052-961-9424
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
⑴優越的地位の濫用・物流特殊指定についての相談 ⑵景品表示法についての相談 ⑶景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

(6) 令和２年度の業務実績の概要

令和 2 年度の主要業務の実績値がまとまりました。

ア 相談受付

相談件数の推移は、経済取引や下請取引等の動向を考察する上で一つの手掛かりになると考えています。令和２年度は，平成 21 年度のリーマンショック時には及びませんが，独占禁止法，下請法ともに相談件数が増加しました。特に，対前年同期比では，「４～６月」の増加率が大きくなっています。

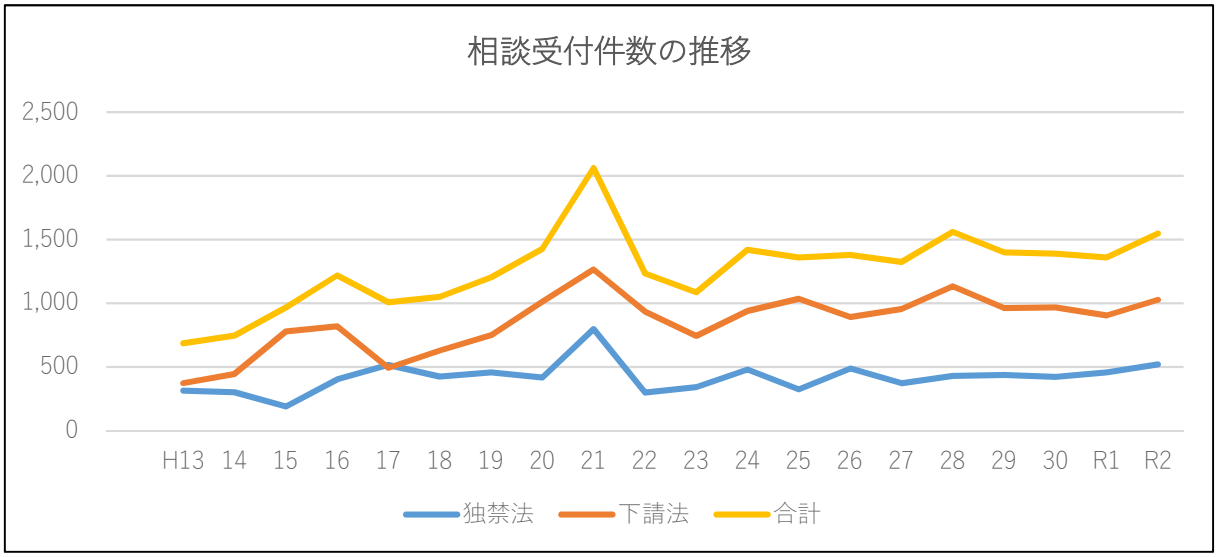

相談受付件数　　**（単位：件）**

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
独占禁止法	４２８ （１１５%）	４３６ （１０２%）	４２２ （９７%）	４５６ （１０８%）	５２０ （１１４%）
下　請　法	１，１３２ （１１９%）	９６３ （８５%）	９６６ （１００%）	９０４ （９４%）	１，０２８ （１１４%）
合　　計	１，５６０ （１１８%）	１，３９９ （９０%）	１，３８８ （９９%）	１，３６０ （９８%）	１，５４８ （１１４%）

※（　）内の%は前年度比。

令和２年度に受付けた相談件数（四半期ごとの推移）　　**（単位：件）**

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
独占禁止法	１２７ （１８７%）	１６４ （１１０%）	１１４ （１１８%）	１１５ （８１%）
下　請　法	２２１ （１１０%）	２７７ （１１４%）	２６８ （１１９%）	２６２ （１１２%）
合　　計	３４８ （１２９%）	４４１ （１１２%）	３８２ （１１９%）	３７７ （１００%）

※（　）内の%は前年同期比。

イ　事件審査

(ｱ)　独占禁止法の違反処理状況

公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など，社会的ニーズに的確に対応し，多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしています。最近の５年間における中部地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は，次のとおりです。

独占禁止法違反事件等の処理件数　　**（単位：件）**

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
排除措置命令等	2	0	0	1	0
警　告	0	2	0	0	0
注　意	7	5	１３	1	3
合　計	１８	7	１４	1	3

（注）「合計」の数値には，打切り等を含んでいます。

(ｲ)　下請法の違反処理状況

中部事務所において，令和２年度に下請法違反被疑事件として処理した件数は，過去 10 年で最多となる 806 件（製造委託等 616 件，役務委託等 190 件）でした。このうち，803 件（製造委託等 615 件，役務委託等 188 件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。）の措置を講じました。

区分 / 年度	処理件数			計
	勧告(注)	指導(注)	小計	
令和２年度	0	803	803	806
製造委託等	0	615	615	616
役務委託等	0	188	188	190
令和元年度	1	795	796	796
製造委託等	1	610	611	611
役務委託等	0	185	185	185

（注１）勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上しています。

（注２）「計」の数値には，打切り等を含んでいます。

ウ　企業結合の届出

独占禁止法では，株式取得・所有，合併等一定の条件を満たす企業結合について届出義務を課しています。公正取引委員会は，これらに係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っています。

最近５年間の中部地区における企業結合関係届出状況は，次のとおりです。

企業結合関係届出受理件数　　**（単位：件）**

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
株式取得届出受理	4	6	9	4	5
合併届出受理	0	0	0	3	1
分割届出受理	1	0	2	1	0
共同株式移転届出受理	0	0	1	0	0
事業譲受け等届出受理	1	0	0	2	1
合計	6	6	１２	１０	7

エ　広報・広聴

(ｱ)　広報

公正取引委員会は，独占禁止法，下請法等の違反行為の未然防止を図るため，説明会・講習会等を自ら主催するほか，各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しています。

令和２年度の実施実績は以下のとおりです。令和３年度も皆様の御要望，ニーズに応じて実施いたしますので，是非，御活用ください。

a　独占禁止法等　　（　）内はオンライン方式等の回数

独占禁止法に関する説明会	２回（２回）
入札談合等関与行為防止法に関する研修会	23 回（20 回）
独占禁止法教室	２７回 ・大学向け 24 回（23 回） ・中学高校向け３回

b　下請法等

基礎講習会	７回（７回）
下請取引適正化推進講習会	公取主催は４県４会場
講師派遣	６回（１回）

c　消費税転嫁対策特別措置法

説明会	３回
移動相談会	３回

d　景品表示法

消費者セミナー（一般消費者向け）	６回（３回）
消費生活講座（大学向け）	５回（４回）

(ｲ)　広聴

a　独占禁止政策協力委員

令和２年度においては，中部地区の協力委員 19 名から，①変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待，②地域経済の実情と競争政策上の課題，③優越的地位の濫用規制・下請法の規制，④競争環境の整備に係る調査・提言，⑤消費税転嫁対策，⑥広報・広聴活動などについて意見聴取を行いました。

b　有識者との懇談会

(a)　中部事務所

令和２年度は，いずれもオンライン方式により，中部事務所管内の経済団体等との懇談会を実施し，新型コロナウイルス感染症の影響，雇用動向，下請法関連のトラブルなど各地区の経済状況等についてお伺いしました。当方からもコロナ禍での公正取引委員会中部事務所の取組について御説明し，意見交換を行いました。

愛知県	石川県	岐阜県	静岡県	富山県	三重県	合計
名古屋市 一宮市 豊橋市	金沢市 加賀市 小松市	岐阜市	静岡市 （３か所）	富山市 （２か所） 魚津市	津市 鈴鹿市 四日市市	
３回	３回	１回	３回	３回	３回	16 回

(b)　公正取引委員会委員等

この懇談会は，公正取引委員会委員又は事務総長が主宰し，経済界をはじめ地域の各層の有識者の方々と意見交換するものです。各地域における経済社会の実情に対する認識を深め，今後の的確な法運用に活かしていくことを目的として開催しています。令和２年度は，岐阜地区の有識者５名に出席していただき，Web 会議方式で実施し

ました。出席者からは，新型コロナウイルス感染症関係，独占禁止法の運用，デジタル・プラットフォーム関係等に関する意見が出されました。